

前橋市元総社町194
株式会社 群馬銀行 ライフサポート部

ジュニアNISAは、2023年12月末で終了いたします。

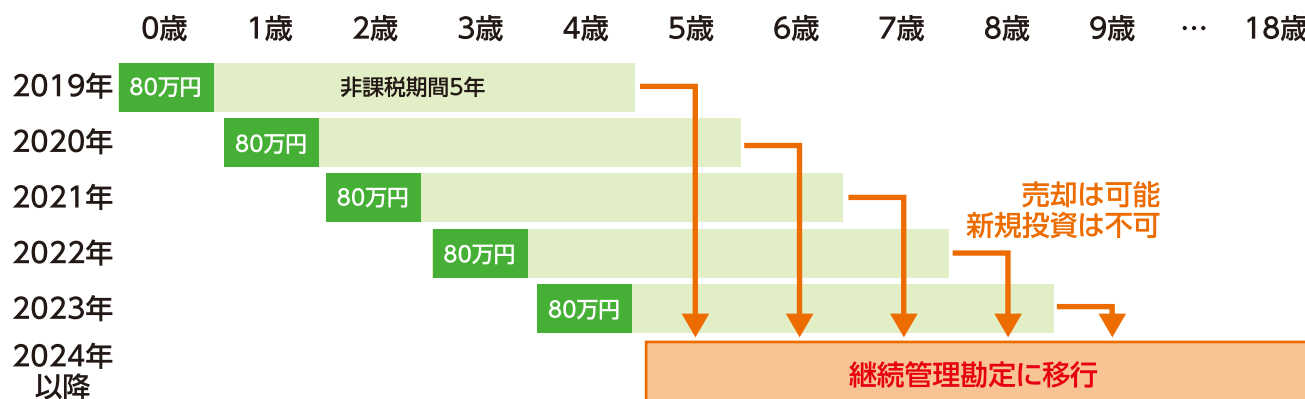
ジュニアNISA終了のご案内

ジュニアNISAの投資可能期間は、2023年で終了し、非課税枠を利用した新規投資は行えなくなります。また、ジュニアNISAで積立投信契約のあるお客さまは、2024年以降課税口座での買付となります。

2024年以降、ジュニアNISA口座で保有する投資信託のお取扱い等について以下のとおりご案内いたします。ご不明な点がございましたら、恐れ入りますがお問合せ先までご連絡ください。

ジュニアNISA口座名義人が18歳になるまでは、非課税で保有し続けることができます

- ジュニアNISA口座名義人が18歳になるまでは、非課税期間(5年)が経過した投資信託については「継続管理勘定」に自動的に移行され、18歳になる年の年末※1まで、投資信託を非課税で保有し続けることができます。
- 「継続管理勘定」では投資信託の売却はできますが、新規投資を行うことはできません。投資信託の分配金再投資は、課税口座で行われます。



2019年以降の投資分は、継続管理勘定に移行することにより、18歳になる年の年末※1まで非課税で運用を継続することができます。

※1：1月1日時点で18歳である年の前年の年末

ジュニアNISA口座名義人が18歳になった場合

- ジュニアNISA口座名義人が18歳になった翌年※2から、お手続き不要で成人用の新しいNISA口座が自動開設されます。
- 非課税期間(5年)が経過した投資信託および「継続管理勘定」でお預りしていた投資信託は、新しいNISA口座へ移行されず、課税口座へ自動的に移行されます。

※2：1月1日時点で18歳である年

18歳未満でも非課税での払出しが可能になります

- 2024年以降、払出制限が解除され、18歳未満のお客さまも非課税で払出しできます。
- 18歳未満で払出しを行う場合は、一部のみを払い出すことはできず、全ての投資信託を解約し、払い出す必要があります。なお、その際はジュニアNISA口座の廃止のお手続きをお願いいたします。

お手続き

〈一括購入について〉

- ジュニアNISAの非課税枠を利用した、投資信託の一括購入をご希望のお客さま
→2023年12月29日までに受渡が完了するように購入手続きを行う必要があります。

〈積立投信について〉

- 積立投信をご利用で、2024年1月1日時点で18歳未満であるお客さま
→2024年以降、課税口座での買付が継続します。
引落日によっては、2023年12月分が課税口座にて買付されてしまう恐れがあります。
(引落日が2023年以内であっても、受渡日が2024年になる場合には課税口座で買付されます。)
課税口座での買付を希望されない場合は、積立投信契約の解約を行う等のお手続きが必要になりますので、詳しくはお取引店にお問合せください。
- 積立投信をご利用で、2024年1月1日時点で18歳以上のお客さま
→2024年以降、自動的に新NISA口座で買付が継続されます。
ただし、契約しているファンドが新NISAにおける成長投資枠対象外ファンドである場合は、2024年1月以降の買付は課税口座で継続されます。



群馬銀行

商号等:株式会社 群馬銀行
登録金融機関:関東財務局長(登金)第46号
加入協会:日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会